

2. 労働保険料等の算定

労働保険料等は委託事業主から提出される「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」に基づき確定保険料と一般拠出金及び概算保険料を算定します。

(1) 労災保険

- ① 労災保険率は事業の種類に応じ「労災保険率表」のとおり定められています。(39 ページ)
- ② 第1種特別加入保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」のとおり年定額となっていますが、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中途で特別加入を脱退した場合については、すべて当該保険年度における特別加入期間に応じた月数分の保険料算定基礎額となります。

具体的には次ページの特別加入保険料算定基礎額月割早見表を使用して、下記の月割計算例を参考に算定してください。

なお、労働保険料・一般拠出金申告書及び申告書等内訳の提出（増減訂正報告・修正申告を含む。）にあたって、特別加入者の月割対象者がいる場合は、18ページの「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を必ず作成し、添付してください。

【月割計算例】

令和6年9月30日付け委託解除となった事業場で、前年度から特別加入者が2人（給付基礎日額が5,000円と3,500円）の場合

$$\begin{aligned} \text{イ} & 5,000 \text{円} \times 365 \text{日} \div 12 = 152,084 \cdot \cdot \cdot \cdot \text{少数点以下第1位切り上げ} \\ & 152,084 \times 6 \text{ (4~9月)} = 912,504 \\ \text{ロ} & 3,500 \text{円} \times 365 \text{日} \div 12 = 106,459 \cdot \cdot \cdot \cdot \text{小数点以下第1位切り上げ} \\ & 106,459 \times 6 \text{ (4~9月)} = 638,754 \\ \text{ハ} & 912,504 + 638,754 = 1,551,258 \longrightarrow 1,551,000 \text{円 (〇)} \\ & \text{(千円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

※ 複数人の場合は、合計を出してから千円未満を切り捨ててください。

(誤った計算)

$$\begin{aligned} \text{イ} & 912,504 \text{円} \rightarrow 912,000 \text{円} \\ \text{ロ} & 638,754 \text{円} \rightarrow 638,000 \text{円} \end{aligned} \left. \vphantom{\begin{aligned} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{aligned}} \right\} \text{個人の計算時に千円未満切り捨て (×)}$$
$$\text{ハ} 912,000 + 638,000 = 1,550,000 \text{円 (×)}$$

※イ、ロの個人ごとの計算時に切り捨ててから合計すると誤った額になります

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	加入期間別の保険料算定基礎額										
		1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

(2) 雇用保険

雇用保険率一覧表

○ 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
特掲 事業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
	ハ. 建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

○ 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
特掲 事業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
	ハ. 建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

※ ロの農林水産の事業のうち、牛馬の育成、養鶏、酪農、養豚、園芸サービス、内水面養殖の事業及び雇用保険法第6条6号に規定する船員が雇用される事業は、イの事業区分に該当します。なお、園芸サービスは一元適用事業となります。

【高年齢労働者の保険料免除】※ 終了しています。

年度当初（4月1日）に満64歳以上の者については、雇用保険に係る一般保険料が労使双方とも免除されておりましたが、当該制度は令和2年度概算保険料の算出より廃止されております。

【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうちの2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。

この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

(3) 一般拠出金

一般拠出金額は、労災保険にかかる賃金総額（特別加入を除く。）に一般拠出金率（0.02/1000）を乗じます。

(4) 建設の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

◎ 「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した工事請負金額が1億8千万円未満（消費税を除く）で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての元請負工事です。なお、一括された個々の事業について、その後、事業の規模の変更等があった場合で、上記金額以上となった場合であっても、そのまま一括有期事業として取扱います。
- ② 令和6年3月31日以前に開始し、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した一括有期対象事業（元請工事分）も含め、もれなく記入してください。
- ③ 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等関係書類により、請負代金の変更、追加、付帯工事、支給材、控除物等の有無を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 一括有期事業総括表による「事業の種類」かつ「事業開始時期」ごとに取りまとめ、別葉に記入報告してください。

◎ 「一括有期事業総括表」の留意事項

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」で事業の種類、かつ事業開始時期ごとに取りまとめ、確定保険料等を算出します。

※一般拠出金を算出する場合は、事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14～17ページに準じて作成してください。

◎ 保険料等算定上の注意事項

- ① 建設事業における労災保険料の算定方法は、次の2つの方法があります。
 - ア 工事に従事したすべての労働者（下請負を含む。）に対して支払われた賃金が正確に把握されていれば、その支払賃金の総額をもとに算出します。
 - イ アの方法が困難な場合には、特例により、その工事の請負金額（消費税を除く）に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額とみなして算出します。

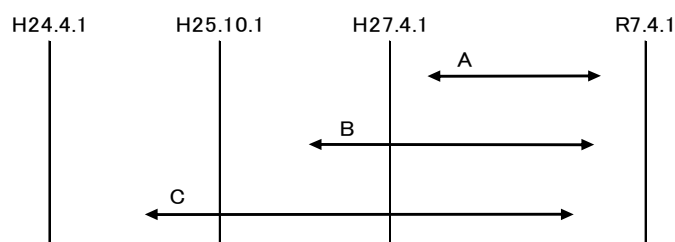
なお、消費税率の引き上げ及び労務費率の改定に伴い、工事の開始時期により計算方法が異なりますのでご注意ください。（6ページ参照）
- ② メリット制適用事業については、「一括有期事業総括表」の「メリット料率」欄に当該率を記入（手書き）し、保険料等を算出してください。

【概算保険料】

令和7年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の1/2以上2倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額（または当該額の算定に用いた請負金額を用いて算定される額）を令和7年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算出します。前年度確定額が0円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。39～40ページの、労務費率及び労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

一括有期事業における消費税に係る暫定措置の適用等について

ケース	保険関係成立	消費税に係る暫定措置の適用	請負金額
A	平成27年4月1日以降	なし	消費税等相当額を含まない
B	平成25年10月1日～ 平成27年3月31日	あり (請負金額に105/108を乗じる)	消費税等相当額を含む
C	平成24年4月1日～ 平成25年9月30日	なし	



(5) 立木の伐採の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

◎「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した素材の生産量が1,000立方メートル未満で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての立木の伐採の事業です。
- ② 令和6年3月31日以前に開始し、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した事業の報告もれに特に注意してください。
- ③ 山林台帳、総勘定元帳等関係帳簿により、最終的な素材の生産数量、支払賃金等を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 製薪炭業、下刈り等「その他の林業」に該当する事業は、一括有期事業の適用はありません。このような事業を併せて行っている場合は、別に保険関係を成立させ申告・納付する必要がありますので、特に注意してください。

◎「一括有期事業総括表」の留意事項（電算のみ）

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」にとりまとめ記入します。

⑨ 保険料等は、**実際に労働者に支払った賃金によって計算してください。**

※ 一般拋出金を算定する場合は、事業（工事）開始時期が平成 19 年 4 月 1 日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14～17 ページに準じて作成してください。

【概算保険料】

令和 7 年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2 以上 2 倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額を令和 7 年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算定します。前年度確定額が 0 円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。

39 ページの労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。